

労働基準法の一部を改正する法律案要綱

第一 管理監督者及び機密事務取扱者についての深夜の割増賃金の規定の適用除外

監督又は管理の地位にある者及び機密の事務を取り扱う者について、深夜の割増賃金の規定を適用しないこととする。

(第四十一条関係)

第二 施行期日等

一 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附則第一項関係)

二 この法律の施行に必要なる経過措置を定めること。

(附則第二項及び第三項関係)